

# ● ルールは誰のため!! ●

## 自転車・オートバイはきちんと駐輪・駐車場へ



### ～自転車は自転車駐輪場に～

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つとして皆さんに利用されています。

しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢者の方・障害を持つ方・子ども等さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイク等が放置されると、通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物等で自転車・原付バイク等を利用する際は、一人ひとりが責任を持って自転車駐輪場等を利用しましょう。(原付バイクは、自転車駐輪場の場所により制限があり

ます。)

各駅周辺には自転車駐輪場があります。(下図～参照)自転車駐輪場利用の際には、係員の指示に従ってください。また、混雑時はほかの利用者の迷惑にならないように、無理な駐車をしないでください。

### ～自転車等放置禁止区域があります～

「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。(図～参照)

### ～新たに保谷駅南口周辺を自転車等放置禁止区域に指定～

10月1日から、新たに保谷駅南口周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定します。(図)禁止区域内に放置された自転車・原付バイクは撤去し自転車等保管所に移送します。

撤去移送した自転車・原付バイクを返還する際は、撤去保管料として自転車(2,000円)原付バイク(3,000円)を徴収します。

### ～自転車駐輪場の月額利用料を助成します～

市内に住所を有し、通勤・通学等のため、財団法人自転車駐輪場整備センターが管理・運営している自転車駐輪場を月ぎめ利用する自転車利用者で、次のいずれかに該当する方には、有料自転車駐輪場の月額利用料の全額、もしくは

一部を助成します。

身体障害者手帳もしくは愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方...全額助成

生活保護を受けている世帯に属する方...全額助成

西東京市児童育成手当を受けている世帯に属する方(障害手当のみを受けている方は除く)...800円助成

60歳以上で、市・都民税が非課税の方...800円助成

学校、専修学校等、各種学校に在学する方...200～500円助成

に該当する方は、次の点にご注意ください。

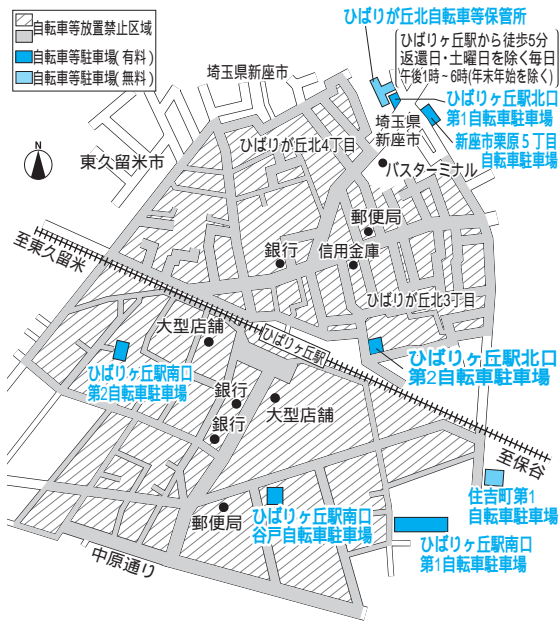
・自転車駐輪場により助成(割引)額が変わります。

・田無駅北口第1・第2および田無駅南口自転車駐輪場を利用する際は2階以上の契約となります。

自転車駐輪場利用料助成申請は、道路管理課(保谷庁舎5階)または市民相談室(田無庁舎2階)で受け付けています。なお、に該当する方は、利用を希望する自転車駐輪場管理室で手続きを行ってください。

道路管理課  
保(電438-4057)

### ひばりヶ丘駅周辺(図)

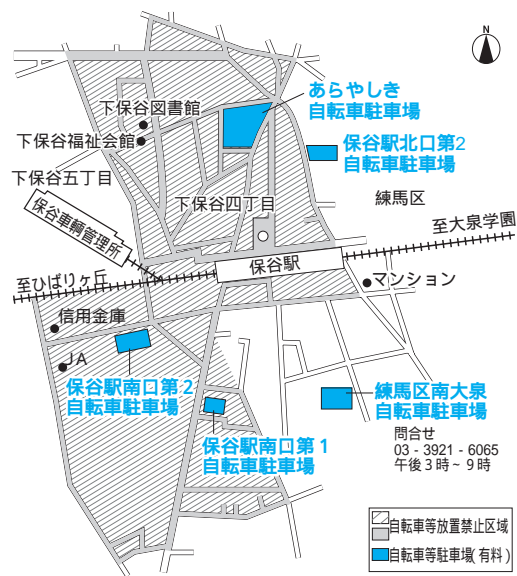


### 自転車駐輪場をご利用ください

ご存知ですか!  
自転車も車の仲間です。  
「自転車で事故を起こすと責任を問われます!」

自転車での主な違反  
一時停止違反  
歩行者通行妨害  
信号無視  
二人乗り  
夜間無灯火  
酒酔い運転  
違反自転車取り締まり強化中です。  
田無警察署

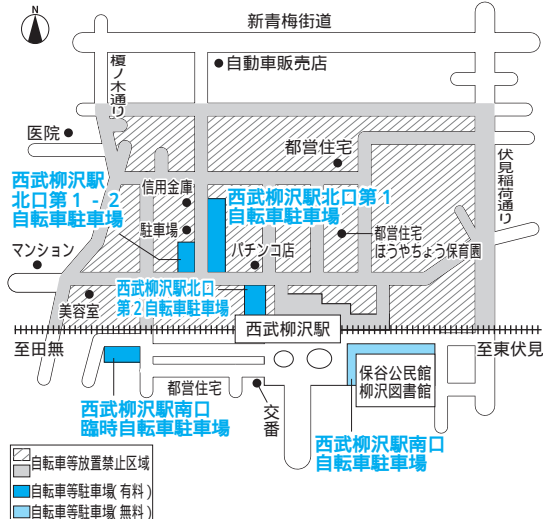
### 保谷駅周辺(図)



### 田無駅周辺(図)



### 西武柳沢駅周辺(図)



### 東伏見駅周辺(図)

